



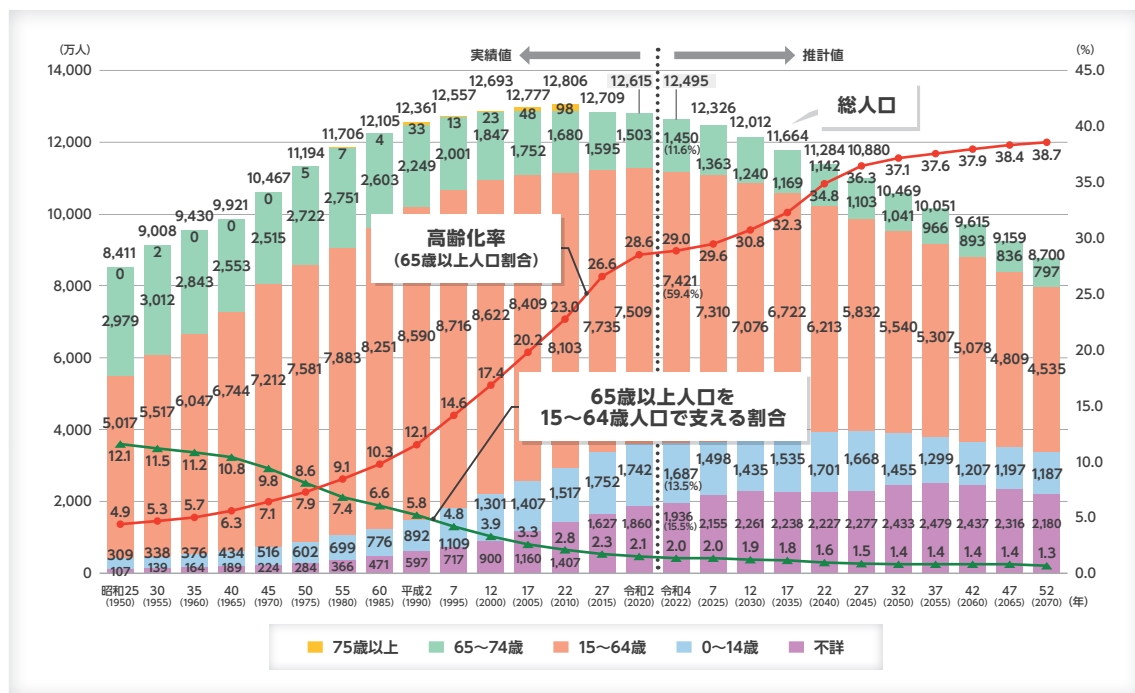
“70歳就業時代”を めぐる環境の変化と 改正高齡法の内容

1. “70歳までの就業機会の確保の努力義務化”をめぐる環境の変化

1 わが国の人口の減少および65歳以上人口の増加

我が国では、高齢化が進んでいます。全人口に占める65歳以上の人口の割合（高齢化率）は上昇を続け、2022年には29.0%に達しています。さらに、2070年には38.7%と4割近くに達する見込みです。少子化も進んでおり、中長期的には労働力人口の減少が見込まれることから、高齢者が長年培った知識・経験を十分に活かし、意欲と能力のある限り社会の支え手として活躍し続けることのできる社会の構築が求められています。

図表1-1 高齢化の推移と将来推計



資料： 棒グラフと実線の高齢化率については、2020年までは総務省「国勢調査」（2015年及び2020年は不詳補完値による）、2022年は総務省「人口推計」（令和4年10月1日現在（確定値））、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

（注1） 2015年及び2020年の年齢階級別人口は不詳補完値によるため、年齢不詳は存在しない。2022年の年齢階級別人口は、総務省統計局「令和2年国勢調査」（不詳補完値）の人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。2025年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「令和2年国勢調査 参考表：不詳補完結果」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950年～2010年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。ただし、1950年及び1955年において割合を算出する際には、（注2）における沖縄県の一部の人口を不詳には含めないものとする。

（注2） 沖縄県の昭和25年70歳以上の外国人136人（男55人、女81人）及び昭和30年70歳以上23,328人（男8,090人、女15,238人）は65～74歳、75歳以上の人口から除き、不詳に含めている。

将来人口推計とは、基準時点までに得られた人口学的データに基づき、それまでの傾向、趨勢を将来に向けて投影するものである。基準時点以降の構造的な変化等により、推計以降に得られる実績や新たな将来推計との間には乖離が生じうるものであり、将来推計人口はこのような実績等を踏まえて定期的に見直すこととしている。

（注4） 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

出典：“令和5年版高齢社会白書”内閣府

一方、2022年現在の全人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）は、29.0%、最も低い東京都で22.8%となっています。今後、高齢化率は上昇し、2045年には、最も高い秋田県では50.1%となり、最も低い東京都でも30.7%に達すると見込まれています。

つまり我が国の高齢化の伸びは、地域的な隔たりがあるとは言え、大都市圏を含めて全国的に広がるとみられています。

図表1-2 都道府県別高齢化率の推移

	令和4(2022)年			令和27(2045)年	高齢化率の伸び (ポイント)
	総人口(千人)	65歳以上人口(千人)	高齢化率(%)	高齢化率(%)	
北海道	5,140	1,686	32.8	42.8	10.0
青森県	1,204	419	34.8	46.8	12.0
岩手県	1,181	408	34.6	43.2	8.6
宮城県	2,280	659	28.9	40.3	11.4
秋田県	930	359	38.6	50.1	11.5
山形県	1,041	362	34.8	43.0	8.2
福島県	1,790	586	32.7	44.2	11.5
茨城県	2,840	864	30.4	40.0	9.6
栃木県	1,909	572	29.9	37.3	7.4
群馬県	1,913	589	30.8	39.4	8.6
埼玉県	7,337	2,007	27.4	35.8	8.4
千葉県	6,266	1,753	28.0	36.4	8.4
東京都	14,038	3,202	22.8	30.7	7.9
神奈川県	9,232	2,383	25.8	35.2	9.4
新潟県	2,153	722	33.5	40.9	7.4
富山県	1,017	335	33.0	40.3	7.3
石川県	1,118	338	30.3	37.2	6.9
福井県	753	235	31.2	38.5	7.3
山梨県	802	252	31.5	43.0	11.5
長野県	2,020	657	32.5	41.7	9.2
岐阜県	1,946	604	31.0	38.7	7.7
静岡県	3,582	1,101	30.7	38.9	8.2
愛知県	7,495	1,920	25.6	33.1	7.5
三重県	1,742	531	30.5	38.3	7.8
滋賀県	1,409	378	26.8	34.3	7.5
京都府	2,550	755	29.6	37.8	8.2
大阪府	8,782	2,432	27.7	36.2	8.5
兵庫県	5,402	1,608	29.8	38.9	9.1
奈良県	1,306	423	32.4	41.1	8.7
和歌山県	903	307	34.0	39.8	5.8
鳥取県	544	180	33.1	38.7	5.6
島根県	658	229	34.7	39.5	4.8
岡山県	1,862	574	30.8	36.0	5.2
広島県	2,760	826	29.9	35.2	5.3
山口県	1,313	462	35.2	39.7	4.5
徳島県	704	246	35.0	41.5	6.5
香川県	934	302	32.4	38.3	5.9
愛媛県	1,306	443	33.9	41.5	7.6
高知県	676	244	36.1	42.7	6.6
福岡県	5,116	1,449	28.3	35.2	6.9
佐賀県	801	251	31.4	37.0	5.6
長崎県	1,283	435	33.9	40.6	6.7
熊本県	1,718	552	32.1	37.1	5.0
大分県	1,107	376	33.9	39.3	5.4
宮崎県	1,052	352	33.4	40.0	6.6
鹿児島県	1,563	523	33.5	40.8	7.3
沖縄県	1,468	344	23.5	31.4	7.9

資料:令和4年は総務省「人口推計」、令和27年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」
出典:「令和5年版高齢社会白書」内閣府

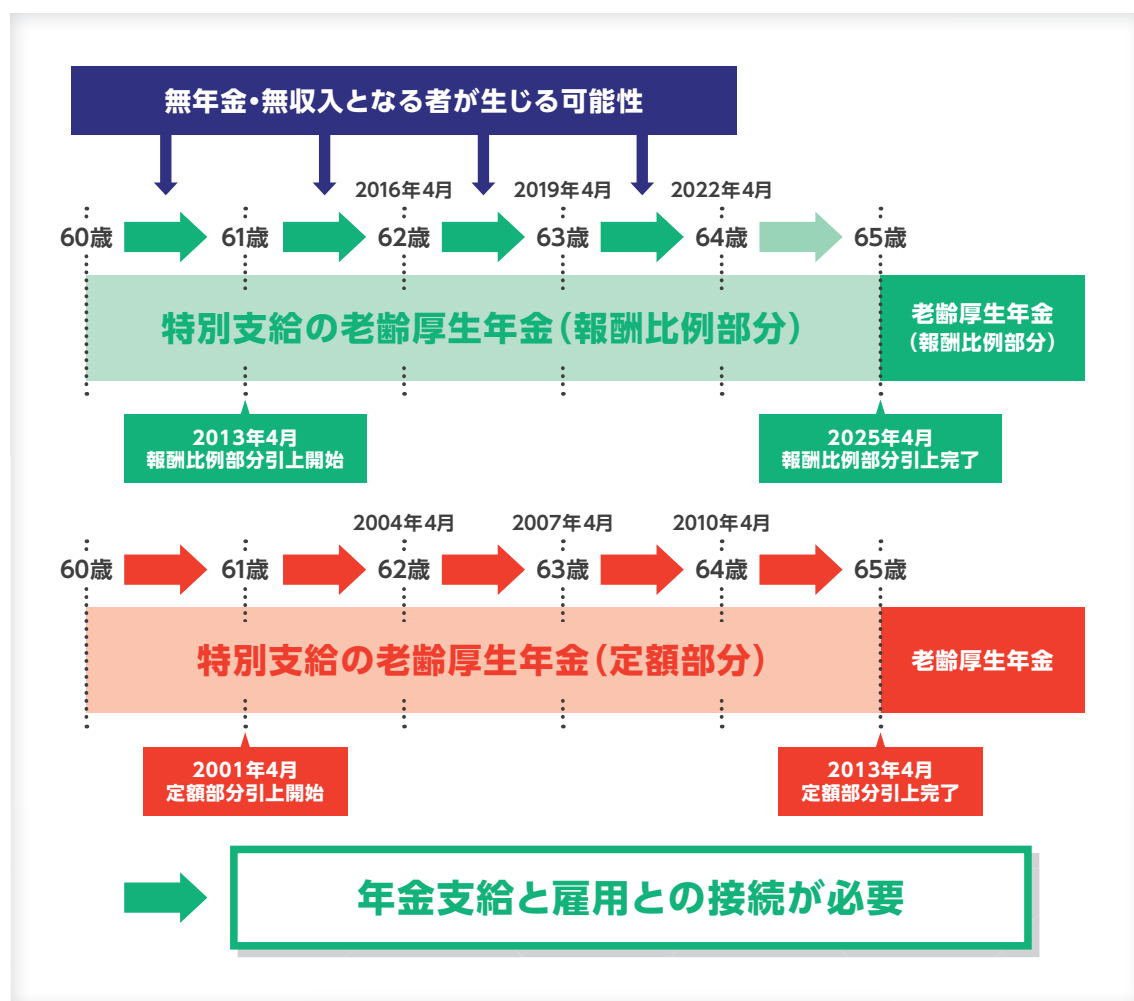
2 厚生年金の支給開始年齢の引き上げ

厚生年金の加入者は、65歳になるまでは“特別支給の老齢厚生年金”、65歳からは“老齢厚生年金”と“老齢基礎年金”を受給することができます。

この“特別支給の老齢厚生年金”のうち、定額部分は2013年4月から65歳にならないと受給できなくなりました。また、報酬比例部分についても2013年4月から2025年度にかけて段階的に65歳に引き上げられます。これに伴い、すでに男性の場合、2022年4月からは64歳にならないと受給できなくなりました(女性は5年遅れ)。

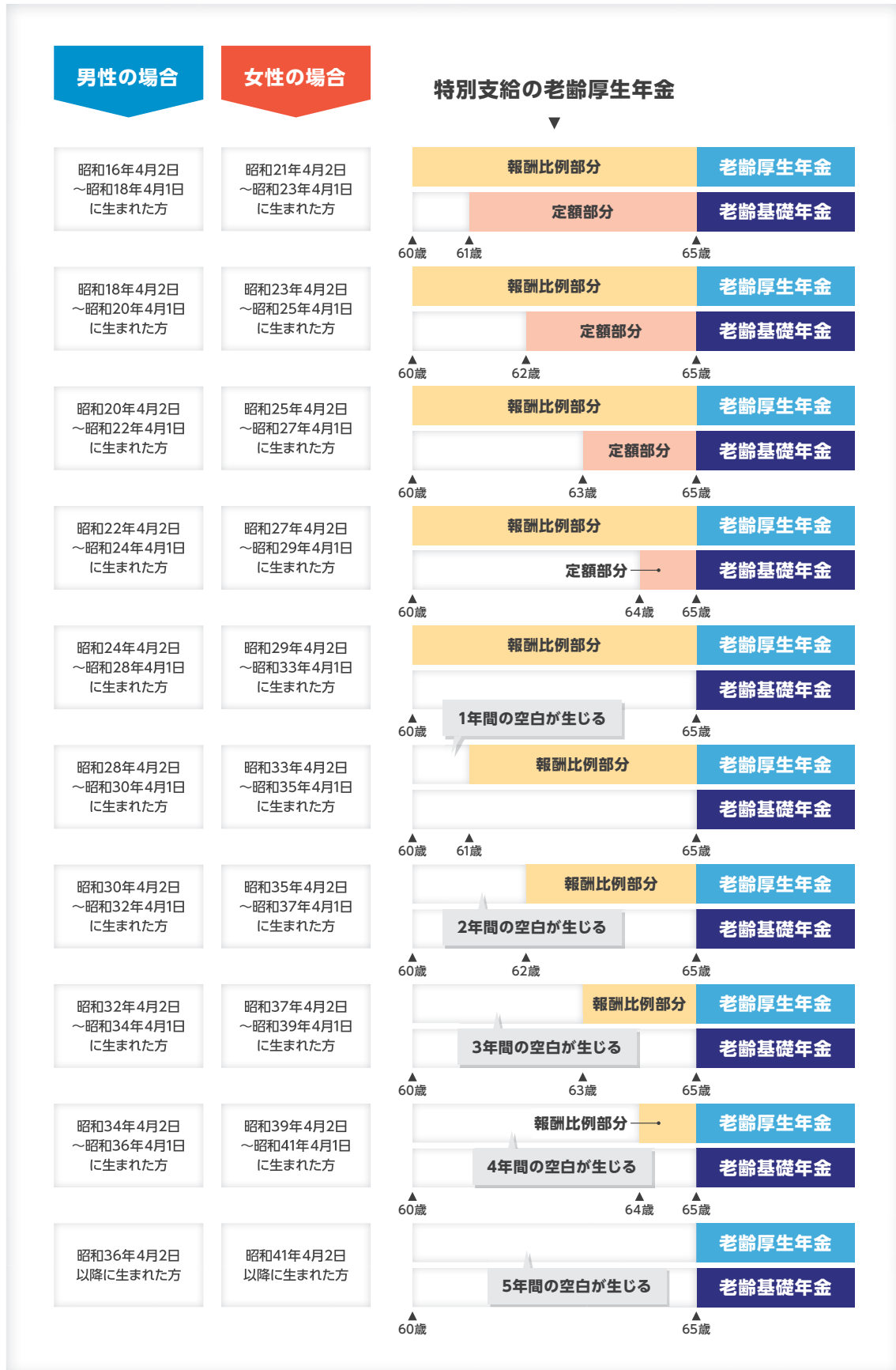
こうした年金の支給開始年齢の引き上げにより、引き上げられた年金の支給開始年齢よりも前に退職し、再就職ができない場合、無年金期間に無収入となる可能性が生じてしまいます。

図表1-3 老齢厚生年金の支給開始年齢の引き上げスケジュール



出典:厚生労働省ホームページを一部修正

図表1-4 性別・出生年別老齢厚生年金の支給開始年齢



出典:日本年金機構ホームページ

2. 改正高齡法“70歳までの就業機会の確保の努力義務化”の内容

1 改正高年齢者雇用安定法の概要

2021年4月1日に改正高年齢者雇用安定法(改正高齡法)^{※1}が施行されました。それまでは定年を定める場合は60歳以上とし、その上で、図表1-5の上段の3つの選択肢の中からいずれかを“高年齢者雇用確保措置”として制度化することを義務づけていました。改正高齡法ではこれに加えて、下段の5つの選択肢により70歳までの就業機会を確保する措置を講じる努力義務を新設しました。

図表1-5 改正高齡法の概要



出典:“70歳雇用推進マニュアル” 高齢・障害・求職者雇用支援機構

※1:本紙「参考資料」に厚生労働省のパンフレットを掲載しています。

※2:“創業支援等措置の手続き”については、厚生労働省ホームページ“高年齢者雇用安定法改正の概要”Ⅳ 創業支援等措置について(創業支援等措置の手続き)参照:<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000694689.pdf>

2 改正高齢法のポイント

① 自社グループ外での継続雇用も可能

改正高齢法では図表1-5(下段)にある②の継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入について、65歳以上70歳までの高齢者に対しては、現行法の“自社”と“特殊関係事業主”(自社の子法人等、親法人等、親法人等の子法人等、関連法人等、親法人等の関連法人等)だけではなく、“他の事業主”も追加されました(60歳以上65歳未満は自社と特殊関係事業主のみ)。自社の高齢者が継続雇用制度で働く場が自社や自社グループにとどまらず、他社や他社グループ企業に拡大されました。

② 創業支援等措置の新設

図表1-5(下段)にある④と⑤は“創業支援等措置”と言われる、今回の法改正で初めて登場した言葉です。分かりにくい言葉ですが、雇用以外の働き方のことです。働く人たちのさまざまなニーズに応えた働き方が登場しており、高齢者でもそのニーズが高まることが考えられます。④は会社から独立して起業した方やフリーランスになった方と業務委託契約を結んで仕事に従事させる方法、⑤は企業が行う社会貢献事業に自社の高齢者に従事させる方法または企業が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業に高齢者に従事させる方法です。

③ 社会貢献事業とは

“社会貢献事業”とは、不特定かつ多数の者の利益に資することを目的とした事業のことをいいます。例えば特定の宗教の教義を広めることや、特定の政党を推薦・支持・反対することを目的とした事業等は当てはまりません。

社会貢献事業では㉠の“事業主が自ら実施する社会貢献事業”と㉡の“事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業”があります。前者は事業主自ら行う社会貢献事業です。一方、後者は事業主が直接行う社会貢献事業ではなく他の団体が主体となって行うものであり、事業主は委託や出資(資金提供)等に関与しません。ここで言う団体とは公益財団・社団法人に限定されず、イ. 委託、出資(資金提供)等を受けていて、ロ. 社会貢献事業を実施していれば、いかなる団体でも認められます。また、その団体は社会貢献事業以外の活動を行なってもかまいません。なお、“出資(資金提供)等”とは事業の運営に対する出資(寄付金等を含む)だけではなく、業務スペースの提供なども含まれます。

【参考】創業支援等措置における社会貢献事業としてどのようなものが考えられますか。

▶ 社会貢献事業は不特定かつ多数の者の利益に資することを目的とした事業のことであり、該当するか否かについては、各企業において事業の性質や内容等を勘案して個別に判断いただくことになります。

その上で、社会貢献事業や当該事業における高齢者の参画イメージとして考えられるものは、例えば

- メーカーが自社商品を題材にした小学校への出前授業を行う事業において、定年等退職者が企画立案を行ったり、出張授業の講師を有償ボランティアとして務める
 - 希望する定年等退職者が会員となることができるNPO法人に、里山の維持・運営に関する事業を委託し、定年等退職者がそれらの事業に関する業務（植樹、ビジターセンターでのガイド等）に有償ボランティアとして携わる
- といったものが想定されます。

出典：厚生労働省“高齢者雇用安定法Q&A（高齢者就業確保措置関係）”

3 高齢者就業確保措置を講じる際の注意点

① 対象者の基準

改正法は65歳までの雇用確保義務に加えて70歳までの就業機会を確保することを努力義務として求めています。そのため65歳以上の者に対しては基準を設けて対象者を限定することが可能です。ただし、対象者基準を設ける場合は、事業主と過半数労働組合等の間で十分に協議した上で、過半数労働組合等の同意を得ることが望ましいとされています。また、その基準については、恣意的に高齢者を排除しようとするなど改正法の趣旨や他の労働関係法令、公序良俗に反したものは認められません。

② 労使で協議すべき事項

改正法が示した5つの措置のうち、ひとつだけ選んで措置を講じる方法もあれば、複数の措置を選んで70歳までの就業機会確保を実現することも可能です。いずれにせよ、労使間で十分に協議し、複数の措置を用意する場合にどの措置を適用するか、当該高齢者の希望をよく聞き、尊重して決定することが求められます。

なお、事業主が5つの措置のうち創業支援等措置（④・⑤）のみを講じる場合は、創業支援等措置の実施に関する計画を作成した上で、過半数労働組合等の同意を得ることが必要となり、創業支援等措置（④・⑤）と雇用の措置（①・②・③）の両方を講じる場合、内容については、過半数労働組合等との同意が望ましいとされています。ちなみに過半数労働組合等とは労働者の過半数を代表する労働組合がある場合には

その労働組合、労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者をいいます。

組込みシステム業 高齢者雇用推進事業 委員名簿

〈座長〉

門田 浩 前(一社)組込みシステム技術協会 専務理事

〈副座長〉

築田 稔 (一社)組込みシステム技術協会 顧問

〈委員〉

荒井 満浩 株式会社イーアールアイ 取締役
加賀谷 尚美 HISホールディングス株式会社 管理部 リーダー
片桐 博文 株式会社ビッツ 取締役 ビジネス推進本部 本部長
田崎 詳二 株式会社日新システムズ 情報システム部 主幹
林 千奈津 株式会社ヴィッツ 総務部 総合管理室 室長
伏見 晃一 株式会社コマス 管理部 部長

(50音順)

〈シンクタンク〉

広田 薫 広田 薫事務所
元城西国際大学 経営情報学部 非常勤講師

〈事務局〉

奥村 哲彦 (一社)組込みシステム技術協会 事務局長
母里 健一 (一社)組込みシステム技術協会 課長

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構委託
産業別高齢者雇用推進事業

組込みシステム業 高齢者雇用推進の手引き

GUIDELINE FOR EMPLOYMENT OF EMBEDDED VETERANS

2021年4月施行改正高年齢者雇用安定法対応

一般社団法人 組込みシステム技術協会

JAPAN EMBEDDED SYSTEMS TECHNOLOGY ASSOCIATION

発行 2023年10月31日

〒104-0042 東京都中央区入船1-5-11 弘報ビル5階

TEL 03-6372-0211 / FAX 03-6372-0212

<http://www.jasa.or.jp/>



無断転写・転載を禁ず